兵庫県公報

平成22年2月2日 火曜日 第 2154 号

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	^° →ジ
○ 住居表示の実施に伴う宝塚市の区域内における町の設定及び字の区域変更(市町振興課)	1
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	4
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧(同)	4
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課)	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 土砂災害警戒区域の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課)	15
○ 土地区画整理事業の事業計画の変更認可(同)	15
公告	
公 告 ○ 新産業創造拠点地区の指定(新産業立地課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	15 16
○ 新産業創造拠点地区の指定(新産業立地課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 新産業創造拠点地区の指定(新産業立地課)○ 随意契約の相手方等の公示(管理課)	
○ 新産業創造拠点地区の指定(新産業立地課)○ 随意契約の相手方等の公示(管理課)○ 選挙管理委員会告示○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、	16
 ○ 新産業創造拠点地区の指定(新産業立地課) ○ 随意契約の相手方等の公示(管理課) ○ 選挙管理委員会告示 ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部改正 公安委員会告示 	16 16

兵庫県告示第105号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示の実施に伴い、宝塚市の区域内において、 次のとおり、町の設定及び字の区域を変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に より、宝塚市長から届出があった。

示

この届出に係る処分は、平成22年4月1日からその効力を生ずるものとする。

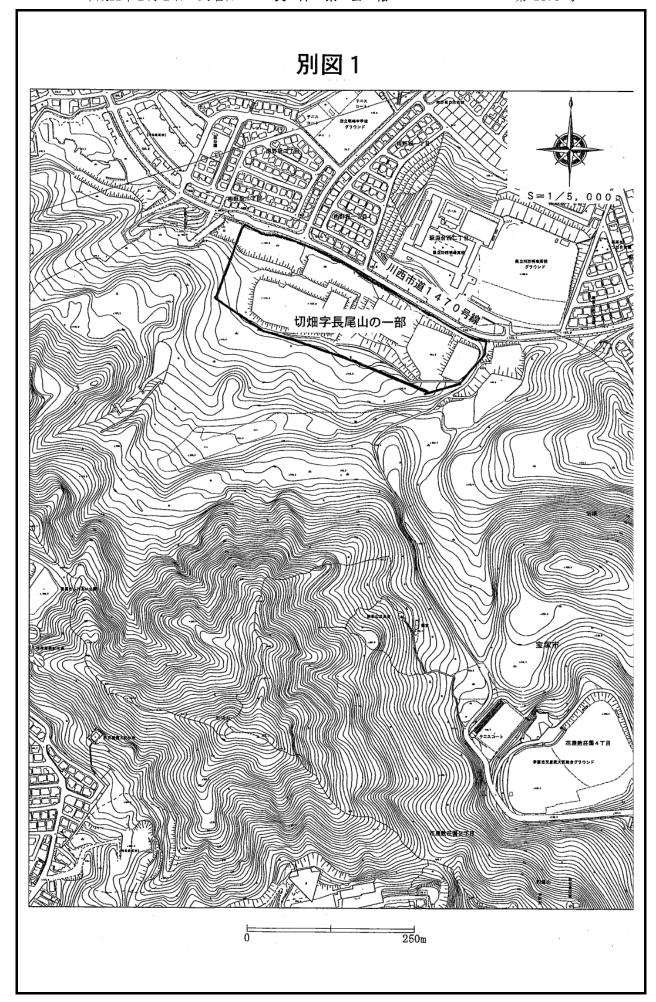
平成22年2月2日

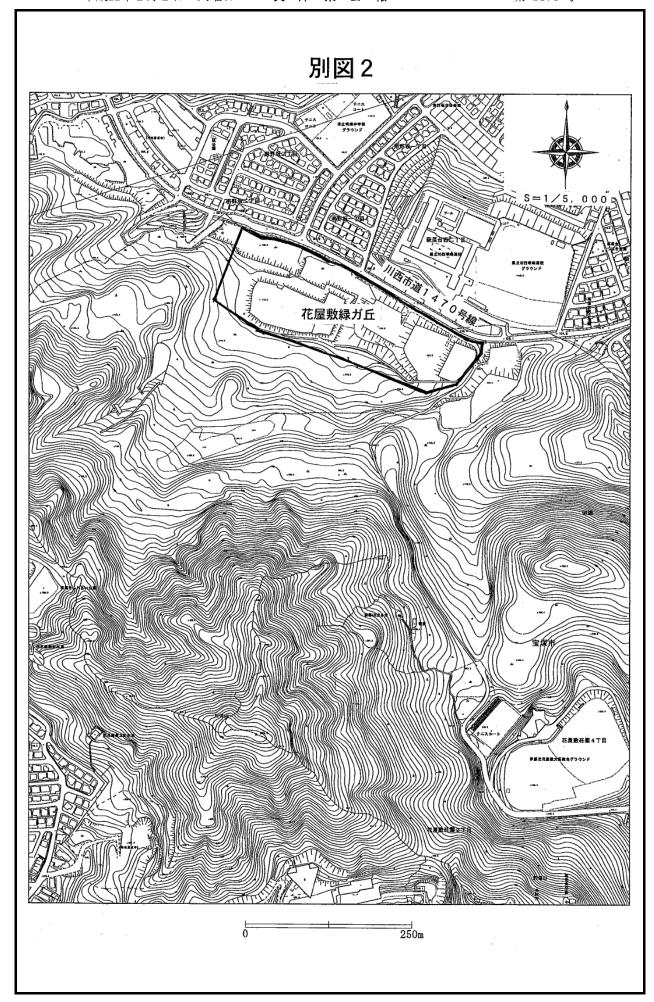
兵庫県知事 井 戸 敏 三

変	更	前	の	区	域	及	び	名	称	変	更	後	の	区	域	及	び	名	称	
			別	3	<u> </u>	1							別	3	X	2				

変更後の町名	変	更	後	の	境	界	線		更後の区域に含まれる 更前の字名
花屋敷緑ガ丘	切畑字長属 切畑字長属						Ě 界	切	畑字長尾山の一部

備考 地番は、平成21年10月6日現在の地番である。





兵庫県告示第106号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)大日川東II期地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議 申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めにより、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成22年2月2日から同月22日まで

3 縦覧の場所

南あわじ市役所三原庁舎

兵庫県告示第107号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

^^^^^^^^^

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県 知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
三木市	宿原地区	平成22年2月2日から 同 月22日まで	三木市役所

兵庫県告示第108号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)

2 作業期間

平成22年1月20日から同年3月15日まで

3 作業地域

姫路市網干区和久地内

兵庫県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年2月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年2月2日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 <i>の</i>) 区	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	赤穂郡上郡町井上字大橋208番1から 同 郡同 町上郡字川向ノ三154番8まで 赤穂郡上郡町井上字大橋207番9から 同 郡同 町上郡字川向ノ三154番8まで	旧	4.0から 43.0まで 14.0から 31.0まで	503. 0 490. 0	一部 予定地
西新宿上郡線	赤穂郡上郡町井上字大橋208番1から 同 郡同 町上郡字川向ノ三154番8まで 赤穂郡上郡町井上字大橋207番9から 同 郡同 町上郡字川向ノ三154番8まで	新	7.0から 28.0まで 14.0から 31.0まで	507. 0 490. 0	予定地

兵庫県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年2月2日から供用を開始する。

^^^^^

その関係図面は、平成22年2月2日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	路	の種	類	道 路 0) 🗵	域		
路	į	線	名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道				赤穂市塩屋字大町1番6から	旧	10.0から 16.0まで	51. 0	
2	5	0	号	同 市塩屋字大町2番16まで	新	11.0から 18.0まで	51. 0	
国道				赤穂市鷆和字天神49番1から	旧	7.0から 10.0まで	67. 0	
2	5	0	号	同 市鷆和字寝猫54番1まで	新	9.0から 10.0まで	67. 0	

兵庫県告示第111号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

^^^^^^

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。 平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地	番	
					•		

				•	i i	
大	内	中	朝来市	山東町大	大内中	352番、353番、355番2、360番、362番1、362
				内		番2、363番、367番1、367番2、368番2、
						369番から372番、375番1の一部、377番の
						一部、383番、384番、369番から383番に至
						る地先の水路敷の一部
					百合ヶ花	443番、444番
					直 田	513番、514番、517番、513番から517番に至
						る地先の道路敷の一部、517番地先の道路敷
						の一部、513番から517番に至る地先の水路
						敷の一部
					ユリガ花	3045番1から3045番4まで、3047番、3049
						番、3050番1の一部、3047番地先の道路敷、
						3049番地先の道路敷

兵庫県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五十波 g Ⅲ (128010200)	宍粟市山崎町五十波(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 h II (128010201)	宍粟市山崎町五十波(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 B II (128010202)	宍粟市山崎町五十波(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 d III (128010203)	宍粟市山崎町五十波(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 b III (128010204)	宍粟市山崎町五十波(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 a III (128010205)	宍粟市山崎町五十波(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 e II (128010206)	宍粟市山崎町五十波(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波(2) I (128010207)	宍粟市山崎町五十波(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波C II (128010208)	宍粟市山崎町五十波(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波AII (128010209)	宍粟市山崎町五十波(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波 i Ⅲ (128010210)	宍粟市山崎町五十波(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
五十波(1) I (128010211)	宍粟市山崎町五十波(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊

梯 d Ⅲ (128010212)	宍粟市山崎町梯(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
梯(2) I (128010213)	宍粟市山崎町梯(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
梯BⅡ (128010214)	宍粟市山崎町梯(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
梯aⅢ (128010215)	宍粟市山崎町梯(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
梯 b Ⅲ (128010216)	宍粟市山崎町梯(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
梯AⅡ (128010217)	宍粟市山崎町梯(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
梯 I (128010218)	宍粟市山崎町梯(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺町 I (128010219)	宍粟市山崎町上寺(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
上寺 I (128010220)	宍粟市山崎町上寺(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
上寺A II (128010221)	宍粟市山崎町上寺(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須 e Ⅲ (128010222)	宍粟市山崎町横須(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須 d Ⅲ (128010223)	宍粟市山崎町横須(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須(1) I (128010224)	宍粟市山崎町横須(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須(4) I (128010225)	宍粟市山崎町横須(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須(3) I (128010226)	宍粟市山崎町横須(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須AII (128010227)	宍粟市山崎町横須(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
生谷 I (128010228)	宍粟市山崎町三津(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
三津 a Ⅲ (128010229)	宍粟市山崎町三津(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
三津(2) I (128010230)	宍粟市山崎町三津(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
三津 I (128010231)	宍粟市山崎町三津(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
三津 b Ⅲ (128010232)	宍粟市山崎町三津(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
生谷AII (128010233)	宍粟市山崎町生谷(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
横須(2) I (128010234)	宍粟市山崎町生谷(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊

横須 a Ⅲ (128010235)	宍粟市山崎町下町 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町A II (128010236)	宍粟市山崎町下町 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町E II (128010237)	宍粟市山崎町下町 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町(2) I (128010238)	宍粟市山崎町下町(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町 a III (128010239)	宍粟市山崎町下町 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町DII (128010240)	宍粟市山崎町下町 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町(1) I (128010241)	宍粟市山崎町下町 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町CII (128010242)	宍粟市山崎町下町 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
下町B II (128010243)	宍粟市山崎町下町 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
下牧谷 b Ⅲ (128010244)	宍粟市山崎町宇野 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
下牧谷 a III (128010245)	宍粟市山崎町宇野(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野AII (128010246)	宍粟市山崎町宇野 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野 c Ⅲ (128010247)	宍粟市山崎町宇野(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
字野 C II (128010248)	宍粟市山崎町宇野 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野BII (128010249)	宍粟市山崎町宇野 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野(3) I (128010250)	宍粟市山崎町宇野 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野 b Ⅲ (128010251)	宍粟市山崎町宇野 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野(2) I (128010252)	宍粟市山崎町宇野 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇野 I (128010253)	宍粟市山崎町宇野 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
片山 I (128010254)	宍粟市山崎町片山 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
片山 a Ⅲ (128010255)	宍粟市山崎町片山 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
片山AⅡ (128010256)	宍粟市山崎町片山 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷DII (128010257)	宍粟市山崎町上牧谷(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊

上牧谷 b Ⅲ (128010258)	宍粟市山崎町上牧谷(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷BⅡ (128010259)	宍粟市山崎町上牧谷(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷 I (128010260)	宍粟市山崎町上牧谷(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷 d Ⅲ (128010261)	宍粟市山崎町上牧谷(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷 c Ⅲ (128010262)	宍粟市山崎町上牧谷(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野 f II (128010263)	宍粟市山崎町上牧谷(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷(1) I (128010264)	宍粟市山崎町上牧谷(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷CⅡ (128010265)	宍粟市山崎町上牧谷(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷 a Ⅲ (128010266)	宍粟市山崎町上牧谷(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷AII (128010267)	宍粟市山崎町上牧谷(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
東下野 b III (128010268)	宍粟市山崎町上牧谷(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷 f III (128010269)	宍粟市山崎町大谷(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷CII (128010270)	宍粟市山崎町大谷(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷AII (128010271)	宍粟市山崎町大谷(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷 d III (128010272)	宍粟市山崎町大谷(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷B II (128010273)	宍粟市山崎町大谷(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷 b III (128010274)	宍粟市山崎町大谷(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
上牧谷(2) I (128010275)	宍粟市山崎町東下野(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
東下野(2) I (128010276)	宍粟市山崎町東下野(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
東下野 I (128010277)	宍粟市山崎町東下野(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
東下野 d III (128010278)	宍粟市山崎町東下野(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
東下野 c III (128010279)	宍粟市山崎町東下野(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野 c Ⅲ (128010280)	宍粟市山崎町中野(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊

中野 a Ⅲ (128010281)	宍粟市山崎町中野(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野A II (128010282)	宍粟市山崎町中野 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野B II (128010283)	宍粟市山崎町中野(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野 d III (128010284)	宍粟市山崎町中野(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ元B II (128010285)	宍粟市山崎町中野(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ元(2) I (128010286)	宍粟市山崎町中野(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ元 I (128010287)	宍粟市山崎町中野(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野 I (128010288)	宍粟市山崎町中野(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
久住 a Ⅲ (128010289)	宍粟市山崎町中野(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
久住AII (128010290)	宍粟市山崎町中野(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
中野 b Ⅲ (128010291)	宍粟市山崎町中野(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
久住 I (128010292)	宍粟市山崎町中野(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ元 b III (128010293)	宍粟市山崎町中野(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ元A II (128010294)	宍粟市山崎町中野 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ北A II (128010295)	宍粟市山崎町上ノ(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ北B II (128010296)	宍粟市山崎町上ノ(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下D II (128010297)	宍粟市山崎町上ノ(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
山崎(2) I (128010298)	宍粟市山崎町上ノ(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ北 a III (128010299)	宍粟市山崎町上ノ(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下H II (128010300)	宍粟市山崎町上ノ(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下B II (128010301)	宍粟市山崎町上ノ(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下C II (128010302)	宍粟市山崎町上ノ(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下A II (128010303)	宍粟市山崎町上ノ(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊

上ノ下G II (128010304)	宍粟市山崎町上ノ(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下b III (128010305)	宍粟市山崎町上ノ(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
山崎(3) I (128010306)	宍粟市山崎町上ノ(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ上e III (128010307)	宍粟市山崎町上ノ(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ上 d III (128010308)	宍粟市山崎町上ノ(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ下F II (128010309)	宍粟市山崎町上ノ(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ上C II (128010310)	宍粟市山崎町上ノ(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ上A II (128010311)	宍粟市山崎町上ノ(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ上b II (128010312)	宍粟市山崎町上ノ(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
上ノ上B II (128010313)	宍粟市山崎町上ノ(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
山崎(4) I (128010314)	宍粟市山崎町上ノ(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
野ノ隅原 d Ⅲ (128010315)	宍粟市山崎町上ノ(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
野ノ隅原 b III (128010316)	宍粟市山崎町上ノ(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
野ノ隅原 a Ⅲ (128010317)	宍粟市山崎町上ノ(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
小茅野A II (128010318)	宍粟市山崎町小茅野(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
才ノ天川 I (228010132)	宍粟市山崎町五十波(別図120のとおり)	土石流
才ノ元 I (228010133)	宍粟市山崎町五十波(別図121のとおり)	土石流
大畑(1) I (228010134)	宍粟市山崎町五十波(別図122のとおり)	土石流
胡麻谷川(1) I (228010135)	宍粟市山崎町五十波(別図123のとおり)	土石流
胡麻谷川(2) I (228010136)	宍粟市山崎町五十波(別図124のとおり)	土石流
五十波川 I (228010137)	宍粟市山崎町五十波(別図125のとおり)	土石流
大畑(2) I (228010138)	宍粟市山崎町五十波(別図126のとおり)	土石流
オノ木(1) II (228010139)	宍粟市山崎町五十波(別図127のとおり)	

坂手Ⅱ (228010140)	宍粟市山崎町五十波(別図128のとおり)	土石流
才ノ木(2) I (228010141)	宍粟市山崎町五十波(別図129のとおり)	土石流
小瀬Ⅱ (228010142)	宍粟市山崎町五十波(別図130のとおり)	土石流
小滝Ⅱ (228010143)	宍粟市山崎町五十波(別図131のとおり)	土石流
橋岡川 I (228010144)	宍粟市山崎町梯(別図132のとおり)	土石流
毛利川Ⅱ (228010145)	宍粟市山崎町梯(別図133のとおり)	土石流
毛刺Ⅱ (228010146)	宍粟市山崎町梯(別図134のとおり)	土石流
中林 II (228010147)	宍粟市山崎町梯(別図135のとおり)	土石流
焼ノ谷Ⅱ (228010148)	宍粟市山崎町梯(別図136のとおり)	土石流
釜屋川Ⅱ (228010149)	宍粟市山崎町梯(別図137のとおり)	土石流
寺院川 I (228010150)	宍粟市山崎町上寺(別図138のとおり)	土石流
雨ヶ鼻(1) III (228010151)	宍粟市山崎町上寺(別図139のとおり)	土石流
岩ヶ谷川(1) I (228010152)	宍粟市山崎町横須(別図140のとおり)	土石流
岩ヶ谷川(2) I (228010153)	宍粟市山崎町横須(別図141のとおり)	土石流
岩ヶ谷川(3) I (228010154)	宍粟市山崎町横須(別図142のとおり)	土石流
雨ヶ鼻(2) II (228010155)	宍粟市山崎町横須(別図143のとおり)	土石流
上ノ山川 I (228010156)	宍粟市山崎町三津(別図144のとおり)	土石流
生谷川 I (228010157)	宍粟市山崎町生谷(別図145のとおり)	土石流
与泰寺川 I (228010158)	宍粟市山崎町下町(別図146のとおり)	土石流
戸敷(1) I (228010159)	宍粟市山崎町下町(別図147のとおり)	土石流
戸敷(2) I (228010160)	宍粟市山崎町下町(別図148のとおり)	土石流
戸敷(3) I (228010161)	宍粟市山崎町下町(別図149のとおり)	土石流
戸敷(4) I (228010162)	宍粟市山崎町下町 (別図150のとおり)	土石流

権現Ⅱ (228010163)	宍粟市山崎町下町 (別図151のとおり)	土石流
コニケ谷Ⅱ (228010164)	宍粟市山崎町下町(別図152のとおり)	土石流
長水川 I (228010165)	宍粟市山崎町宇野(別図153のとおり)	土石流
小山川 I (228010166)	宍粟市山崎町宇野(別図154のとおり)	土石流
東山 I (228010167)	宍粟市山崎町宇野 (別図155のとおり)	土石流
堂ノ尾(1) II (228010168)	宍粟市山崎町宇野 (別図156のとおり)	土石流
堂ノ尾(2) II (228010169)	宍粟市山崎町宇野 (別図157のとおり)	土石流
山才Ⅱ (228010170)	宍粟市山崎町宇野(別図158のとおり)	土石流
下牧谷川 I (228010171)	宍粟市山崎町下牧谷(別図159のとおり)	土石流
せんざい川 I (228010172)	宍粟市山崎町下牧谷(別図160のとおり)	土石流
谷川 I (228010173)	宍粟市山崎町下牧谷(別図161のとおり)	土石流
日ノ川 II (228010174)	宍粟市山崎町片山(別図162のとおり)	土石流
山根川 I (228010175)	宍粟市山崎町片山(別図163のとおり)	土石流
塩谷川Ⅱ (228010176)	宍粟市山崎町上牧谷(別図164のとおり)	土石流
横野 I (228010177)	宍粟市山崎町上牧谷(別図165のとおり)	土石流
上牧谷川 I (228010178)	宍粟市山崎町上牧谷(別図166のとおり)	土石流
高下川 I (228010179)	宍粟市山崎町上牧谷(別図167のとおり)	土石流
有谷川 I (228010180)	宍粟市山崎町上牧谷(別図168のとおり)	土石流
山田川 I (228010181)	宍粟市山崎町上牧谷(別図169のとおり)	土石流
藤ケタワ川 I (228010182)	宍粟市山崎町上牧谷(別図170のとおり)	土石流
北畠川 I (228010183)	宍粟市山崎町大谷(別図171のとおり)	土石流
大谷川 I (228010184)	宍粟市山崎町大谷(別図172のとおり)	土石流

向林川 I (228010185)	宍粟市山崎町大谷(別図173のとおり)	土石流
宗広川 I (228010186)	宍粟市山崎町東下野(別図174のとおり)	土石流
久保川Ⅱ (228010187)	宍粟市山崎町東下野(別図175のとおり)	土石流
伊沢川 I (228010188)	宍粟市山崎町中野(別図176のとおり)	土石流
宮ノ元 II (228010189)	宍粟市山崎町中野(別図177のとおり)	土石流
実友川 I (228010190)	宍粟市山崎町中野(別図178のとおり)	土石流
上段川 I (228010191)	宍粟市山崎町中野(別図179のとおり)	土石流
宿 I (228010192)	宍粟市山崎町中野(別図180のとおり)	土石流
紙屋 I (228010193)	宍粟市山崎町中野(別図181のとおり)	土石流
イブロ谷川Ⅱ (228010194)	宍粟市山崎町中野(別図182のとおり)	土石流
老後下 I (228010195)	宍粟市山崎町上ノ(別図183のとおり)	土石流
木地屋川 I (228010196)	宍粟市山崎町上ノ(別図184のとおり)	土石流
平野川 I (228010197)	宍粟市山崎町上ノ(別図185のとおり)	土石流
平野Ⅱ (228010198)	宍粟市山崎町上ノ(別図186のとおり)	土石流
小部 I (228010199)	宍粟市山崎町上ノ(別図187のとおり)	土石流
白井谷川 I (228010200)	宍粟市山崎町上ノ(別図188のとおり)	土石流
細野川 I (228010201)	宍粟市山崎町上ノ(別図189のとおり)	土石流
ゴソロ川 I (228010202)	宍粟市山崎町上ノ(別図190のとおり)	土石流
明延川(1) I (228010203)	宍粟市山崎町上ノ(別図191のとおり)	土石流
明延川(2) I (228010204)	宍粟市山崎町上ノ(別図192のとおり)	土石流
河原山川Ⅱ (228010205)	宍粟市山崎町上ノ(別図193のとおり)	土石流
出合川(1) I (228010206)	宍栗市山崎町小茅野(別図194のとおり)	土石流
出合川(2) I (228010207)	宍粟市山崎町小茅野(別図195のとおり)	土石流

出合川(3) I (228010208)	宍粟市山崎町小茅野(別図196のとおり)	土石流
出合川(4) I (228010209)	宍粟市山崎町小茅野(別図197のとおり)	土石流
出合川(5) I (228010210)	宍粟市山崎町小茅野(別図198のとおり)	土石流

(別図1から198までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^^

兵庫県告示第113号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏 名 住 所

退任副理事長 政 平 勉 加古郡稲美町国安1043番地 新任副理事長 政 平 要 加古郡稲美町国安1062番地の4

兵庫県告示第114号

都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法 第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第9項の規定に基づき、東播都市 計画西明石土地区画整理事業(鳥羽地区)の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 土地区画整理事業の名称
 - 東播都市計画西明石土地区画整理事業(鳥羽地区)
- 2 事務所の所在地
 - 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所内
- 3 事業計画の認可年月日 昭和44年1月7日
- 4 事業計画変更の認可年月日

平成22年1月19日

公 告

新産業創造拠点地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)第5条第6項において 準用する同条第3項の規定により、拠点地区形成計画の変更の申出のあった地区について次のとおり拠点地区 に指定したので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公表する。

平成22年2月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 拠点地区形成計画の変更の申出をした市町長神戸市長
- 2 拠点地区形成計画の変更に係る地区の名称 神戸ポートアイランド新産業創造拠点地区
- 3 拠点地区形成計画の変更内容 産業集積の目標の変更

4 拠点地区形成計画の変更に係る地区の指定日 平成22年2月2日

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

^^^^^

平成22年2月2日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 大型スクールバス 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年1月5日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所 三菱ふそうトラック・バス株式会社近畿ふそう神戸支店 神戸市東灘区向洋町東2丁目2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 41,570,140円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 随意
- 7 随意契約の理由 政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成22年2月2日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 村 上 寿 浩

表丹波市の項中

丹波市立氷上保健センター 丹波市氷上町常楽211

を 「

Γ

丹波市立氷上保健センター	丹波市氷上町常楽211
丹波市立南保健福祉会館	丹波市氷上町佐野555
丹波市立交流会館かどのの郷	丹波市氷上町上新庄445-4
丹波市青垣福祉交流センター	丹波市青垣町東芦田1277
丹波市立上久下地域づくりセンター	丹波市山南町下滝205
丹波市立小川地域づくりセンター	丹波市山南町野坂288-3
丹波市立和田地域づくりセンター	丹波市山南町和田377-1

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第35号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任 者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年2月2日

兵庫県公安委員会 委員長 下 村 俊 子

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。)

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成22年3月5日(金)から同月12日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間

イ 追加取得講習

平成22年3月10日(水)から同月12日(金)までの3日間

③ 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、3月12日(金)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に 係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧 2級検定」という。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、 継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、

継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成22年2月8日(月)から同月19日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

- 6 申込時の提出書類
 - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する 警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (f) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (ゴ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (t) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - ② 追加取得講習を受講しようとする者
 - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する 警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (f) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (I) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (t) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)

- 9 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫 県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

	平成22年2月2日	火曜日	兵
11 問 (1) (2) (3)	明い合わせ先 兵庫県内の各警察署の 兵庫県警察本部生活安 電話 (078) 341-7441 社団法人兵庫県警備業 電話 (078) 252-0166	全部生活安全 内線 3046	